

C O N T E N T S

生活習慣を見直して、歯を健康に 1	今年度も「がん検診」を受けましょう 4
被扶養者の資格確認(扶養状況)調査を実施します 2	予防接種で感染症から乳幼児を守ろう 4
退職等年金給付(年金払い退職給付)のしくみ 3	多剤・重複服薬にご注意ください 4



西区 みなとみらい大盆踊り



中区 山下公園と氷川丸

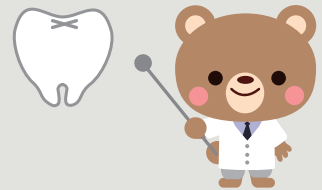
生活習慣を見直して、歯を健康に!

世界トップレベルの長寿国である日本ですが、歯の健康についてはまだまだ遅れているようです。国民医療費における歯科医療費は、心臓病や脳卒中などの循環器系の病気やがんに次いで高くなっています。

歯周病やむし歯で歯を失い、食べ物をきちんとかめなくなると、胃腸障害が起こったり、栄養が偏ったりして全身の健康に影響します。歯周病やむし歯は口から始まる生活習慣病という認識をもち、さまざまな場面で生活習慣を改めることが大切です。

✓ 歯周病・むし歯を招く生活習慣チェック

- 歯磨きにかかる時間は1回3分未満
- 毎食後に歯磨きをしていない
- 歯医者には痛みが出てから行く
- 歯間ブラシなどを使ったことがない
- 歯ブラシをしばらく交換していない
- 甘い食品やジュースが好き
- で呼吸することが多い
- お茶を飲む習慣がない
- 硬い食品はあまり食べない
- の中がネバつくことが多い



● チェックした項目が多いほど、歯周病・むし歯のリスクが高い状態といえます。
● できることから改善しましょう!

福祉事業係 TEL 671-3400



横浜市職員共済組合

横浜市職員共済組合WEBサイトもご覧ください。

<https://yokohama-kyosai.or.jp/>

WEBサイトは、スマートフォンでも見るができます。



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

被扶養者の資格確認(扶養状況)調査を実施します

当組合では、毎年8月1日時点で組合員の被扶養者として認定されている方が、被扶養者としての要件を備えているかを確認するための調査を実施しています。

この調査は、適切な資格管理及び短期給付財政の適正化のために行う大変重要なものです。

期限までに提出されない場合、認定を取り消すことがありますのでご注意ください。

共 済 提出期限	令和8年9月30日(水)
調 査 対 象 者	令和7年3月31日以前に認定された被扶養者 (令和8年4月1日時点で22歳未満の子を除く) 又は当組合が指定する方
調査方法	8月上旬に「扶養状況調査票」を所属経由でお送りします。被扶養者の状況に応じた書類を添付し、所属の共済組合事務担当者にご提出ください。

扶養認定に関するポイント

被扶養者の状況	資格確認のポイント
学生	● 在学中ですか？ → 就職している場合は喪失となります。
給与収入がある ^{※1}	● 雇用契約上の見込収入額と給与支払実績(非課税の交通費を除いた総支給額)は、ともに月額108,334円未満かつ12か月の合計額は130万円未満 ^{※2} ですか？ → 給与支払実績が基準額未満であっても、契約上の見込収入額が基準額以上であれば喪失となります。給与収入のみの場合、労働契約内容によって年間収入が基準額未満であることが明白である場合には取扱いが変わります。
障害年金を受給している	● 年金の受給額は年額180万円未満ですか？ → 年額180万円以上の場合は喪失となります。
その他年金を受給している (老齢年金、企業年金、個人年金等)	● 年金の受給額は年額130万円未満、60歳以上は年額180万円未満ですか？ → 基準額以上の場合は喪失となります。
別居している	● 送金額は別居扶養の届出をした際に提出した送金計画書どおりですか？ → 送金額が基準に満たない場合や、送金確認ができない場合は喪失となります。
その他収入がある	● 合計の収入金額は年額130万円未満、60歳以上は年額180万円未満ですか？ → 基準額以上の場合は喪失となります。

※1 国の通知に応じて収入基準に特例が発生する場合があります。最新の情報は共済組合WEBサイト「共済組合について」の「被扶養者の認定」をご確認ください。

※2 19歳以上23歳未満(組合員の配偶者は除く)は、月額125,000円未満かつ12か月の合計額は150万円、60歳以上は月額150,000円未満かつ12か月の合計額は180万円未満である必要があります。

収入基準額
にご注意ください

対象者	年 額 ^{※3}	月 額
一 般	130万円未満	108,334円未満
19歳以上23歳未満	150万円未満	125,000円未満
60歳以上又は障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満

※3 被扶養者の年間収入は、年額基準未満かつ組合員の年間収入の2分の1未満であること。



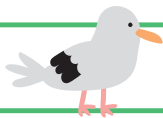
令和6年度から、会計年度任用職員の方も被扶養者が調査対象者に該当する場合は、扶養状況の確認を行っています。



被扶養者が認定要件を満たしていないことが判明した場合、速やかに認定の取消手続を行ってください。



医療給付係 TEL 671-3402



このページは「一般組合員(短期のみ適用組合員の方は除く)」を対象としています。
「短期のみ適用組合員」の方は日本年金機構のWEBサイト <https://www.nenkin.go.jp> をご覧ください。

退職等年金給付(年金払い退職給付)のしくみ

退職等年金給付は、民間企業のサラリーマンの企業年金に相当するもので、被用者年金制度の一元化により新設されました。退職等年金給付には、大きく分けて「退職年金」「公務障害年金」「公務遺族年金」の3種類の給付がありますが、今回は、退職等年金給付の基本的な給付となる「退職年金」についてご紹介します。

※短期組合員の方は、日本年金機構の厚生年金が適用されるため、退職等年金給付は発生しません。

退職年金とは

●支給のための要件

「退職年金」は退職後65歳から支給される年金です。下記の(1)～(3)の全ての要件を満たした場合に支給されます。

なお、退職年金には「終身退職年金」と「有期退職年金」があり、有期退職年金の受給期間は基本20年ですが、10年又は一時金を選択することもできます。



支給要件

- (1) 1年以上の引き続く組合員期間を有すること
- (2) 65歳以上であること
- (3) 退職していること

給付算定基礎額残高通知書の見方

退職年金は、将来自分が年金を受給する際に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」となっています。この積み立てた原資(給付算定基礎額)の残高について、毎年5月末頃に「給付算定基礎額残高通知書」を圧着ハガキでご自宅に送付し、お知らせします。

(イメージ)

給付算定基礎額残高通知書					
共済 太郎 様		(1)	(2)	(3)	
(入金)期月	標準報酬月額	付与率	利息	給付算定基礎額残高	
4月	380000	5700	0	306569	
5月	380000	5700	0	312269	
6月	1107000	16605	0	334574	
7月	380000	5700	0	340274	
8月	380000	5700	0	345974	
9月	410000	6150	0	352124	
10月	410000	6150	0	358274	
11月	410000	6150	0	364424	
12月	1153000	17295	0	381719	
1月	410000	6150	0	387869	
2月	410000	6150	0	394019	
3月	410000	6150	0	400169	
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた原手手当等の額を含みます。					
区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額		
前年度末	306569				
付与額累計	93600				
利息額	0				
今回通知	400169				
給付算定基礎額等合計	400169				
年金払い退職給付加入期間	1年6月				
付与率	令和7年4月～令和8年3月	1.500%			
基準利率(年率)	令和7年4月～令和8年9月	0.26%			
	令和7年10月～令和8年3月	0.49%			
基礎年金番号 9999123456 作成日 年 月 日					

通知書に表示されている項目の見方

- ① 付与額(保険料)
標準報酬月額に付与率(④)を乗じた額です。
- ② 利息
前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率(⑤)を1か月単位に換算した率)を乗じた額です。
- ③ 給付算定基礎額残高(年金原資)
付与額と利息の合計額です。
- ④ 付与率(保険料率)
付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる率です。将来の安定した生活の維持を図るために必要な給付水準等を勘案して定められます。
- ⑤ 基準利率
利息を求めるための率です。10年国債の利回りを基礎として、毎年10月に見直されます。

年金払い退職給付に係る財政状況(令和6年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに令和6年度末の「財政検証結果」を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)
トップページの「年金関連情報 ⇒ 年金財政関係 ⇒ 年金払い退職給付(退職等年金給付)
⇒ 財政検証・財政再計算」からご覧いただけます。



地方公務員共済組合連合会 地方公務員共済組合連合会

今年度も「がん検診」を受けましょう！

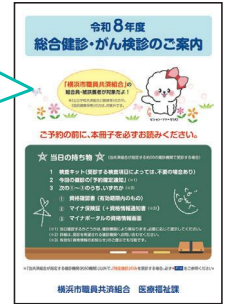
早期のがんは自覚症状がほとんどないため、定期的ながん検診を受診して、**早期発見・早期治療**を行うことがとても大切です。

全額自己負担で受診すると数万円かかる検診が、**原則無料**で受診できます。**受診日当日に、共済組合員(又は被扶養者)の資格がある方が対象です。**

ご予約の前に、
4月下旬頃に配付したパンフレット
「令和8年度 総合健診・がん検診のご案内」
(共済組合WEBサイトにも掲載)を
必ずご覧ください。

●共済組合WEBサイトはこちら

<https://yokohama-kyosai.or.jp/hoken/kenshin/>



●ご不明な点は、コールセンターへお問い合わせください。

コールセンター(株式会社ベネフィット・ワン 健診予約受付センター)

TEL 0120-005-781 (通話料無料) 受付:月~土曜日10時~18時(日・祝・年末年始を除く)

予防接種で感染症から乳幼児を守ろう

乳幼児がかかる病気で最も多いのが感染症です。ワクチンは、感染症から多くの子ども達を守ってくれています。また、本人が免疫を獲得するだけでなく、まわりの人々や次の世代での感染症を防ぐ効果もあります。予防接種について正しく理解し、医師とよく相談しながら接種しましょう。



▼予防接種で使うワクチンは大きく2つに分けられます

①生ワクチン

生きた病原体の毒性(病原性)をほぼゼロにまで弱めたワクチン。ごく軽く感染させたような状態にし、生体に免疫をつけます。十分な抗体ができるまでに2~4週間ほどかかります。

②不活化ワクチン

病原体を殺し(不活化する)病原性を無くして、免疫をつけるために必要な成分によって効果をあらわすようにしたワクチン。細菌やウイルスは不活化しているため体の中で増えるようなことはありませんが、十分な免疫をつけるためには、何度か繰り返して接種する必要があります。

スケジュールを立てるポイント

- かかりやすく重症化しやすい感染症や流行している感染症の予防接種を優先に
- 接種可能な時期になったら、受け損ないないように早めに接種を
- 複数回受けるワクチンは、忘れずに予定を組み、次の接種の間隔を把握する
- 集団生活に入る予定があれば、なるべくその前に接種を

多剤・重複服薬にご注意ください

複数の病気にかかれば、病気の数だけ医師にかかり、たくさんの薬を服用することになります。また、一つの病気でも、複数の医師にかかれば、それぞれで同じ効能の薬を処方され、重複することになります。

処方薬は効き目が強いいため、重複することで逆に体の不調を招いたり、副作用を起こす可能性があります。

●多剤・重複服薬を見直すためのチェックリスト

- 同じ病気で複数の医療機関を受診することをやめましょう
- お薬手帳を1冊にまとめて管理しましょう
- どんな薬が処方されたのかを知りましょう
- むやみに薬を欲しがらないようにしましょう

薬を減らすことで、体の負担も医療費の負担も減らせます。医師や薬との付き合い方を見直してみましょう！



福祉事業係 TEL 671-3400